

1949（昭和24）年5月、「長崎国際文化都市建設法」が、衆参両院において満場一致で可決されました。

この法律の目的は、国際文化の向上を図り恒久の平和の理想を達成しようとするもので、「日本の西端にあって国際文化交流の門戸としての歴史を持ち、しかも地理的にも中国や南方諸地域に面する国際的要衝であるという長崎の特徴を、将来に向かって進展させ、原爆の惨禍から立ち上がろう」という狙いがありました。

また、一つの地方公共団体のみに適用される特別法であることから、その賛否を市民に問う住民投票が7月に実施されます。これは新憲法制定後初の住民投票で、投票率73.5%という高い投票率で、うち98.6%の圧倒的な支持を受け、8月9日に公布されました。

こうして、「戦災復興計画」は国際文化会館、平和公園などの記念施設や総合運動公園等の施設を加えた「長崎国際文化都市建設計画」に受け継がれ、5年間で市内全域、とりわけ原爆で壊滅した浦上地区の再生を目指し、戦災復興土地区画整理事業や道路交通網、上下水道の整備が進められていきます。



駅前広場の舗装工事

撮影時期 1951(昭和26)年6月

撮影 松尾 信義

所蔵 (公財)長崎平和推進協会写真資料調査部会



道路改良工事の風景

撮影時期 1951(昭和26)年7月

撮影 松尾 信義

所蔵 (公財)長崎平和推進協会写真資料調査部会



道路改良工事における埋戻作業

撮影時期 1956(昭和30)年8月

撮影 松尾 信義

所蔵 (公財)長崎平和推進協会写真資料調査部会



オランダ坂付近

撮影時期 1955(昭和30)年

撮影 不詳

所蔵 堺屋 志津子



長崎駅前付近

撮影時期 1955(昭和30)年

撮影 不詳

所蔵 堺屋 志津子



国際文化会館から浜口町方面を望む

撮影時期 1955(昭和30)年頃

撮影 不詳

所蔵 長崎市